

加須市協働によるまちづくり推進条例
(逐条解説)



令和6年3月

市民協働推進課

目 次

前 文

前文	1
----	---

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】	4
第 2 条【定義】	6
第 3 条【条例の位置付け】	9

第 2 章 まちづくりの理念

第 4 条【まちづくりの基本理念】	10
第 5 条【協働によるまちづくりの基本原則】	11

第 3 章 まちづくりの担い手

第 6 条【まちづくり市民会議の設置】	13
第 7 条【地縁組織による活動の充実】	14
第 8 条【志縁組織による活動の充実】	15
第 9 条【連携による活動の充実】	16

第 4 章 協働による行財政運営

第 10 条【健全な行財政運営】	17
------------------	----

第 5 章 役割と責務

第 11 条【市民の役割と責務】	18
第 12 条【地縁組織の役割と責務】	20
第 13 条【志縁組織の役割と責務】	21
第 14 条【事業者及び各種法人の役割と責務】	22
第 15 条【議会の役割と責務】	24
第 16 条【市の役割と責務】	25

第 6 章 協働事業の推進

第 17 条【協働に関する申合せ】	27
第 18 条【市民活動拠点施設の整備】	28
第 19 条【協働パートナー登録制度】	29
第 20 条【市政への市民参加の方法】	30

第 7 章 協働の評価

第 21 条【協働の評価の実施】	33
------------------	----

第 8 章 雑 則

第 22 条【委任】	34
------------	----

附 則

1【施行期日】	35
2【見直し】	35

前 文

「前文」は、本条例の趣旨、目的又は基本的な考え方などを表すために、必要に応じて条項の前に置かれるものです。

ここでは具体的な規定は定めていませんが、条項の解釈や運用の際の基本的な心構えとして表記したものです。

(前文)

私たち①加須市民等（以下「私たち」といいます。）は、少子化の急速な進行による人口の減少や長寿化をはじめとする社会状況の急激な変化の中、本格的な地方分権社会の進展に対応しながら、加須市の特性を生かした自立したまちづくりを進めていく必要があります。

加須市の将来を、私たち自らの力で担っていくためには、郷土愛や家族愛、隣人愛に結ばれた絆②を基本に、共通の目標③に向かって、知恵と力を合わせて協働④していかなければなりません。

私たちは、法で定められた地方自治制度⑤において、協働に関する理解を深め、協働によるまちづくりの仕組みをつくり、もって「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市加須⑥」を実現するため、この条例を制定します。

【 解 説 】

- ① 「私たち」とは、市内に在住する人、市内で働く人又は学ぶ人及び市内に事務所や事業所がある法人又は個人の事業者、さらには市議会や行政機関を含めた、本市に関わる全ての個人・団体を表しています。

本条例では、多くの条文の書き出しが「私たち」となっていますが、これは、「私たち」が条例に基づいて協働してまちづくりを実践していくためには、本市に関わる“私たち一人ひとり”が身近な地域の課題に対して、“自らの意思と責任”により、主体的にまちづくりに取り組むという意識を持つことが必要であるという考え方から、このような表現となったものです。

なお、本条例は、より親しみやすく、柔らかな印象を持っていただき、そして「私たち」が“自ら守り育てる条例”であるという感覚を持てるよう、文末を「です・ます調」の条例としています。

- ② 「絆（きずな）」は、「人と人との断つことのできないつながり、結びつき」です。少子化や長寿化、核家族化などが深刻な社会問題となっている中、私たちの暮らす地域においても、少しずつ相互扶助の精神や連帯感が失われてきており、今後のまちづくりにおいて、全ての分野で「自助」・「共助」の考え方や地域コミュニティなど、まちづくりの根底から見直していかなければならない状況となってきました。

私たち市民の総力を最大限に引き出し、地域力の向上を図りながら、明るく希望に満ちた本市の未来を切り拓いていくためには、私たち、全ての加須市民が、家族はもとより、地域の人々との信頼関係や心と心のふれあいといった固い「絆」で結ばれていることが必要不可欠と考えます。

- ③ 「共通の目標」とは、個人・団体それぞれの活動分野は違っても、私たちが協働によるまちづくりを実践していく上で共有すべき、“最終的な目標”です。

この目標を具体的に体系化したものが、本市のまちづくりの指針となる「第2次加須市総合振興計画」です。

- ④ 「協働（きょうどう）」という言葉は、もともとは行政学の用語で、アメリカの政治学者が「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていく」という概念を表す言葉として造語した“Coproductio”（co「共に」、productio「つくる」）が語源となり、それを日本語に訳す際に“協働”という言葉当てはめたとされています。

簡単に言えば「同じ目標に向かって協力して働く、行動すること」ですが、意味合いとしては、「課題や目標を共有し、それぞれができることをしっかりやる」ということを意味しています。

同じ「きょうどう」に、共同事業体などの「共同」や、農業協同組合などの「協同」がありますが、これらを英訳すると、共同＝Live together（事や生活を一緒にすること）、協同＝Work together（協力して一緒に仕事をすること）などが当てはまるようです。いずれも“同一の組織において、あるいは同一の行動原理によって、一つの事や仕事に取り組むこと”を意味しており、異なる主体がそれぞれできることを役割分担しながら働く「協働」とは基本的な考え方が異なります。

「協働」という言葉が注目され始めたのは『阪神・淡路大震災』直後のようです。神戸市内では交通網なども麻痺し、警察や消防などによる被災者救助が追いつかない状況の中、要救助者 35,000 人のうち、27,000 人は市民自身による自力又は隣人の力を得て救助されたといわれています。この震災を契機として地域全体の自立と連帯が不可欠であるという認識が広がり、報道などにおいても“協働”の意義が再確認され、全国の多くの市町村において協働による行政運営やまちづくりを推進していくきっかけとなったようです。

- ⑤ 「法で定められた地方自治制度」とは、わが国のすべての法令の根拠となっている「日本国憲法」と、また、これを受けた「地方公共団体（地方自治体）」における組織、運営に係ることについて定めた「地方自治法」などによって規定されています。

本条例は、憲法や法令において定められた制度を前提として、法に定められていない、本市における“協働”の基本的な考え方や手法などについて取りまとめたものです。

- ⑥ 「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須」とは、私たちが明るく希望に満ちた本市の未来を切り拓いていくために共有しておくべき“将来像”であり、本市のまちづくりの指針である「第2次加須市総合振興計画」の将来都市像です。

なお、「絆でつくる」とは、市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、“絆”を原動力とした市民と行政との協働により、明るく希望に満ちた加須市の未来を切り拓いていくということであり、「緑あふれる」とは、緑あふれる自然環境に生まれ発展してきた本市において、身近な緑は、潤いや安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な資源であり、この恵まれた自然環境と今後も共生していくことを表現しています。

また、「安心安全・元気な」とは、これまで本市が経験してきた台風による水害や地震などの自然災害で得た教訓を未来に活かし、自助・共助・公助により、市民の安心安全な暮らしを守る「災害に強いまちづくり」を進めていくこと、そして子どもからお年寄りまで健康で心豊かに暮らせるまちと、本市の特色ある資源や人づくりを最大限に活かし、市民一人ひとりが元気で暮らし、活力あるまちを目指すこと、「田園都市 加須」とは、水稲作付面積・収穫量ともに

埼玉県内第1位の米どころである「加須市の風景」を思い浮かべる際に、市民が最もイメージしやすい農村風景の生活環境と、良好な居住環境や市民生活を支える商業地などの都市機能をバランスよく結び合わせ、それぞれの長所を活かしたまちづくりを推進することを表現しています。

第 1 章 総則

この章では“協働”によるまちづくりを推進するために制定した、本条例の基本的な考え方を規定しています。

(目的)

第 1 条 この条例は、加須市のまちづくりの基本理念や基本原則などを明らかにするとともに、協働によるまちづくりの方向性や、具体的な役割や責務などを定めることによって、加須市の特性①を生かした活力ある豊かな地域社会②を実現することを目的とします。

【 解 説 】

① 「**加須市の特性**」とは、都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域との調和、そして、そこに住む市民が先人達から受け継いできた自然や歴史、伝統や文化です。

加須市の歴史を遡ると、1889年（明治22年）の市制・町村制施行に伴う「明治の大合併」により、それまで86あった町村（現在の「加須市自治協力団体」配置の原則単位）が20の町村（現在の加須、不動岡、三俣、礼羽、大桑、水深、樋遣川、志多見、大越、騎西、田ヶ谷、種足、鴻荃、高柳、利島、川辺、東、元和、原道及び豊野地区）になり、これが加須市における地方自治の原形となりました。

その後、1953年（昭和28年）の町村合併法、1956年（昭和31年）の新市町村建設促進法の施行を受けた「昭和の大合併」により、旧一市三町（旧加須市、旧騎西町、旧北川辺町及び旧大利根町）の区域が形作られてきています。

このような長い歴史の中で育まれてきた自然や歴史、伝統や文化などは、それぞれの地域の特性となっており、他に誇れる私たちの地域の資源であり、財産です。

本市の地方自治を確立し、活気があふれ、いきいきとしたまちをつくりあげていく上では、これらの特性を十分に生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

② 「**活力ある豊かな地域社会**」とは、市民一人ひとりが、地域経済

の活性化による“物の豊かさ”はもちろん、市民等がお互いに協力し合いながら、活力に満ち溢れた市民活動を展開するなど、“心の豊かさ”をも実感できる社会のことです。

現在のように社会情勢が目まぐるしく変化する中、本市を取り巻く厳しい財政状況下において豊かな社会を実現するためには、私たちは「絆」を意識しつつ一人ひとりが自分にできることを実践し、市政の健全な財政基盤を確保しながら、共通の目標に向かって、相互に支え合う仕組みづくりが必要です。



(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 協働① 加須市に関わる全ての団体及び個人が、共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくことをいいます。
- (2) まちづくり② 全ての市民が安全と安心を実感しながら快適に暮らすことができる、夢と活力に満ちあふれた地域社会をつくるために、行政や市民等によって行われる各種整備事業や保全事業、コミュニティ活動やボランティア活動など全ての取組をいいます。
- (3) 市民等③ 市内に住所を有する者（以下「市民」といいます。）又は居住する者、市内で働く者又は学ぶ者、市内に事務所や事業所を有する法人又は個人の事業者及びこれらの者で構成された団体をいいます。
- (4) 市民活動④ 市民等が自主的かつ主体的に実施する公共的又は公益的な活動（政治活動や宗教活動などを除きます。）をいいます。
- (5) 地縁組織⑤ 市民等で構成された団体のうち、自治協力団体などの地域的なつながりを基礎として構成された団体をいいます。
- (6) 志縁組織⑥ 市民等で構成された団体のうち、公共的又は公益的な特定のテーマを掲げて活動を行っているボランティア団体など、同一の目的意識によるつながりを基礎として構成された団体をいいます。

【 解 説 】

- ① 「協働」については、前文でも語源などについて解説していますが、ここでは、本条例の運用の際における“協働”の統一した理解を図るための定義付けをしています。

「協働」とは、それぞれが自立し、主体性を持っている“私たち”が、向かう先や最終的に目指す目標を一つにして、役割分担やそれぞれの責任を明確にした上で、対等な立場で連携・協力し、それぞ

れの能力や機会、置かれている環境に応じた働きをしていくことです。

- ② 「まちづくり」とは、道路整備や公園整備、介護保険や福祉サービスなどといった“税金を活用して行政が行うもの”ではありません。

市民の皆さんによるボランティア活動や環境美化活動、見守り活動などの全ての市民活動も、安全で安心な地域社会を構築するための「まちづくり」です。

現在の地方自治制度において、まちの将来の方向性を決めるのは、ほかでもない市民です。様々なまちづくり活動の中で、どの事業にどれだけの税金を投入すべきか、又はどこまでを“市民活動”として実施すべきか、ということまでも、市民の意思に基づいて方向付けされるべきものです。

こうした状況を市民側も行政側も相互に理解し、市民の側からは、まちづくりの“すべてを行政（税金）に委ねる”という認識を、また、行政の側からは、“すべてを任されている”という認識を、それぞれ見直し、“協働によるまちづくり”を強く意識していく必要があります。

- ③ 「市民等」とは、地方自治法の規定による「住民」（住所を有する者）のみでなく、市内に在勤又は在学する者及び各種事業者や法人を表しており、組織としての「議会」及び「市」を除いた、本市に関わる全ての個人・団体を表しています。

議会の議員及び市の職員は、市内在住又は在勤者に該当しますので、個人としては、この「市民等」に含まれます。

- ④ 「市民活動」とは、市民等が地域の生活環境やコミュニティの向上への貢献などを目的に、自発的に行う公共的・公益的な非営利活動を総称したもので、福祉や環境、子育てなど様々な分野で実施されています。

- ⑤ 「地縁（ちえん）組織」とは、一定の地域に住む人々が、広報紙などの配布やごみの集積管理、災害時の助け合いなど、地域市民の共通利益の実現のため、あるいは、住みよい環境を築くために、地域課題を協力して解決するために構成された組織です。

代表的な組織としては、地方自治法に基づき法人格を有する「地縁団体」や、任意（自主的）団体である「自治協力団体（自治会・区）」、地域の「自主防犯・防災組織」などがあります。

- ⑥ 「志縁（しえん）組織」とは、比較的最近に地方自治やまちづくり関連の論文などに登場するようになってきた新しい言葉ですが、文字通り“志（こころざし）による結びつき”であり、福祉や環境、子育てなどの特定の課題を活動テーマとするボランティア団体やNPO法人などがあります。

「地縁組織」が地域的な繋がりによる組織であるのに対し、「志縁組織」は、特定の関心や活動目的を同じくする市民が、自発的に集まった組織を表しています。

(条例の位置付け)

第 3 条 私たちは、まちづくりを推進するに当たり、条例の制定や総合的かつ計画的なまちづくりを行うための基本的な計画①の策定、各種事業の実施など全ての過程において、この条例に定める事項を最大限に尊重②します。

【 解 説 】

- ① 「総合的かつ計画的なまちづくりを行なうための基本的な計画」とは、「加須市総合振興計画」を指しています。

本条例は、この総合振興計画を実現するための“ツール”として、まちづくりを進めていく上での基本的な考え方や手法を定めるものです。

これまで市町村には、地方自治法の規定により、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」(総合振興計画)の策定が義務付けられていましたが、平成 23 年 5 月の同法改正により、この規定がなくなりました。しかしながら、本市においては、長期的な展望の下、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市民と行政の共通の目標となる本市の将来都市像を明確に示す指針が必要であるとの判断から、まちづくりを進めていくための全ての基本となる計画として、「加須市総合振興計画」を策定することとしています。

- ② 「この条例に定める事項を最大限に尊重」とは、“私たち”が全てのまちづくり活動を展開する際の心構えとして、本条例の主旨を共有していくべきであるという考え方を表しています。

第2章 まちづくりの理念

この章では、“私たち”が展開する「協働によるまちづくり」において、その根底にある考え方や原則などを規定しています。

(まちづくりの基本理念①)

第4条 私たちは、身近な地域課題に対して、自ら主体的に取り組むことを基本に、まちづくりの担い手となることによって、地域の伝統や文化②を継承しながら、市民主体のまちづくりを進めます。

2 私たちは、市民生活の多様化や生活圏の拡大とともに、まちづくりの選択肢が限りなく増加していく中で、多種多様なニーズに対応していかなければならないことを踏まえ、自らの意思と責任③において自主的かつ主体的にまちづくりを進めます。

【 解 説 】

① 「基本理念」とは、一般的には、物事のあるべき最高の姿や、根本の考え方のことです。

ここでは、“私たち”が「協働によるまちづくり」を進める上での前提として、常に意識していくべき考え方です。

② 「地域の伝統や文化」とは、市内の各地域・各地区において守られてきた加須市の“財産”です。

本市は、平成22年3月23日に合併して新加須市となりましたが、遡れば、第1条の解説で述べたように、明治の大合併により現在の20の地区（旧々町村）が形成され、さらに昭和の大合併に伴い、現在の4地域（旧1市3町）が形成されてきました。そして、それぞれの地区・地域での歴史を背景に、生活との関わりの中で様々な伝統や文化が生み出され、市民の財産として現在まで守り伝えられてきました。

私たちが本市の伝統と文化に対する関心や理解を深め、尊重する姿勢を育むことは、今後のまちづくりを考える上で、また、豊かな人間性や地域社会に生きる者としての意識を醸成する上で、非常に重要なことです。

(協働によるまちづくりの基本原則)

第5条 私たちは、次に掲げる3原則に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

- (1) 対等①の原則 私たちは、相互の立場の違いや組織の特性を理解した上でその立場を認め合い、相互の自主性や自立性を尊重し、対等の関係で役割分担しながら連携し、協力します。
- (2) 情報共有②の原則 私たちは、各々の主体的なまちづくり活動の円滑な連携を図るため、相互に活動情報を公開し、可能な限り情報の共有化を図ります。
- (3) 目標共有③の原則 私たちは、加須市の一体性を確保しながらまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定め、これを共通の目標としてまちづくりに取り組みます。

【 解 説 】

- ① 「対等」とは、私たちが“協働”によりまちづくりを実践していく上では、それぞれの主体の間に「主・従」や「上・下」が無い同等の立場であることを表しています。“対等の関係”で役割分担しながら連携し、協力することで、より効率的、効果的な取り組みが可能になるという考え方です。

もちろん、本市のまちづくりを担う様々な実施主体間において、一方が主体で他方が協力者という関係もありますが、この場合も、決して一方が優位で他方が従うという従属関係ではなく、同等の立場であるということです。

- ② 「情報共有」とは、私たちが“協働”によりまちづくりを実践していくために、目標の達成に必要なお互いの情報を交換し、共有していくという基本的な考え方です。

私たちが協働によるまちづくりに取り組んでいく際には、同じ目標に向かって、まちづくりの担い手それぞれが、それぞれの立場で、役割分担しながら取り組んでいくこととなります。そのために必要な関係情報などを共有しておくことが、効果的、効率的な活動に繋がります。

加須市内にはどのような活動団体があり、会員の規模はどのくらいなのか、又はどのような分野を得意として、どのような活動を展開しているのかなどという基本的な情報を共有することが、協働の輪を広げていく上での基本となります。

また、議会や市においては、議会情報や行政情報を分かりやすく、迅速に市民等に提供していくことで、透明性を確保しながら、協働が実践しやすい環境を確保していく必要があります。

- ③ 「目標共有」とは、私たちが“協働”によりまちづくりを実践していくため、「総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想」を最終的な目標として共有しようという考え方です。自治法の改正で削除された基本構想の制定義務を本条例で改めて制定することとしたものです。



第3章 まちづくりの担い手

この章では、私たちが協働によるまちづくりを進めていくため、市民が主体的・自主的な話し合いの場を設置したり、まちづくりの活動体制の確立・充実を図るべきことを規定しています。

(まちづくり市民会議の設置)

第6条 私たちは、まちづくりに関する課題の解決に向けた話し合いを行うため、まちづくりに関する市民等の自主的な会議（以下「まちづくり市民会議」といいます。）を設置するものとします。

2 まちづくり市民会議は、まちづくりに関する様々な課題の解決のために、参加を希望する全ての市民等による話し合いを実施します。

【 解 説 】

「市民会議」は、市民等の意見をまちづくりなどに反映していくために、全国の多くの市町村で設置されています。しかし、そのほとんどは一定数の市民が会員又は委員となって、特定のメンバーによって開催される形を取っています。

本市における「市民会議」は、本市のまちづくりに関わる全ての人々による協働を目指し、さまざまな立場にある市民の“誰も”が、地域の課題やまちづくりに係る様々な問題について、自由に参加できる話し合いの場として設置します。

従来 of 審議会などの諮問機関とは違い、市民の皆さんの意見を「一つにまとめる」のではなく、「様々な意見を集め、共有する」ことができるよう設置するもので、市民の代表者による“運営委員会”を組織し、市民主体の会議として運営していくものです。

なお、まちづくり市民会議の詳細については、別途「加須市まちづくり市民会議設置規則」で定めています。

(地縁組織による活動の充実)

第7条 私たちは、地域に身近な自治協力団体などの地縁組織の構成員として各種地域活動に参加するよう努めるとともに、組織間の連携により、地縁組織の活動の充実に努めます。

【 解 説 】

自治協力団体に代表される地縁組織は、明治の大合併以前の 86 の旧々町村の区域を原則単位としています。

ここでは、広報紙などの配布やごみの集積管理、災害時の助け合いなど、地域市民の共益活動を通して、市民に最も身近なコミュニティの場として、安全・安心な市民生活を確保するための“地域自治”の役割が担われています。

先の東日本大震災においても、組織的に強力な機能を発揮したのが、自治会など地縁組織のネットワークでした。

価値観やライフスタイル、物事の考え方などはそれぞれであっても、人が地域で生活していくためには、最低限果たさなければならない役割があります。地域のことを行政や他人に任せるのではなく、地域をより住みやすくするためには、自らが考え、自らが行動していかなければなりません。

そうした考え方から、本条例においては、地縁組織への参加については、原則として加須市民の全員の参加を掲げています。

また、他の地縁組織と連携しながら活動の輪を広げることによって、市全域に及ぶ大きな活動の展開が可能となったり、また、相互に情報交換を図ることによって、自らの団体の組織体制や運営のあり方などが確認でき、活動のより一層の充実・発展が図られます。

組織間の連携事例としては、市内自治協力団体の代表者による連携組織である「加須市自治協力団体連合会」が設立されています。

(志縁組織による活動の充実)

第8条 私たちは、志縁組織の活動に積極的に参加するよう努めるとともに、組織間の連携により、志縁組織の活動の充実に努めます。

【 解 説 】

本市におけるまちづくりの課題は、地域特有のものや、福祉・環境など分野ごとのものなど様々です。

地縁組織が地域の課題に対応しているのに対して、志縁組織は主に分野ごとの特定の課題について、同じ志（こころざし）を持つ者同士が集まり、市が処理しきれない細かく多岐にわたる市民ニーズに対応した活動を行っています。

より快適で住みよい環境を整えていくには、これら志縁組織による活動は必要不可欠であり、より様々な分野への展開を促進し、活性化を図っていく必要があります。

このため本条においては、私たち一人ひとりが自らの意思と責任において積極的に志縁組織の活動に参加すべきことを規定しています。

また、他の志縁組織と連携しながら活動の輪を広げることによって、市全域に及ぶ大きな活動の展開が可能となったり、また、相互に情報交換を図ることによって、自らの団体の組織体制や運営のあり方などが確認でき、活動のより一層の充実・発展が図られます。

組織間の連携事例としては、市内でまちづくり活動に取り組む市民活動団体により組織されている「まちづくりネットワーク・かぞ」が設立されています。

(連携による活動の充実)

第9条 私たちは、必要に応じて、地縁組織及び志縁組織間の連携により、相互に活動内容の充実を図るよう努めます。

【 解 説 】

本条では、前2条で定めている地縁組織同士や志縁組織同士はもとより、地縁組織及び志縁組織間においても連携しながら活動の輪を広げ、さらなる活動内容の充実・発展を図るべきことを規定しています。

地縁組織は、地域の“横の繋がり”であり、これに対して、地域にとらわれず特定の関心や活動目的による志援組織は“縦の繋がり”と言えるでしょう。これらを、まちづくりの「横糸」と「縦糸」にたとえるならば、横糸と縦糸が良好なバランスによって一体となり、はじめて加須市の将来都市像「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須」が織り成されるものと考えます。

組織間の連携事例としては、「加須市コミュニティ協議会」が設立されており、様々な分野の団体や個人が会員となり、地域コミュニティの増進を目的に活動を行っています。

この協議会では、地縁団体や志縁団体が相互に連携し、統一した活動を展開することで、均衡のある地域コミュニティの増進に繋がっています。



第4章 協働による行財政運営

この章では、本市の協働によるまちづくりを進めていく上で、“私たち”全員が、その基盤となる健全な財政運営に努めることを規定しています。

(健全な行財政運営)

第10条 私たちは、まちづくりの基本理念及び協働によるまちづくりの基本原則に基づき、市財政の健全性を確保しながら、総合的かつ計画的な行政運営を推進します。

【 解説 】

昨今の社会情勢の変化や地方主権の進展などにより、地方自治体の行財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

そこで、協働によるまちづくりを推進していくための安定基盤を確保するために、社会情勢や地域経済の動向などを的確に捉えつつ、サービスを賄う財源をどのように生み出していくかを考えるとともに、常に公共サービスの適正なあり方を考えながら、歳出の削減と歳入の確保に向けた行財政改革に取り組む必要があります。

第5章 役割と責務

この章では、まちづくりの主体のそれぞれの立場での役割と責務を明確に示し、その知識・特性を活かした活動を展開していくべきことを規定しています。

(市民の役割と責務)

- 第11条 市民は、自らがまちづくりの主体であり、担い手①であることを認識し、地域社会の様々な課題の解決や、住みよい豊かな地域社会の構築に向けて、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 2 市民は、全員が自治協力団体などの地縁組織に加わり②、地域の一員としてその責務を果たしながら、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 3 市民は、志縁組織が実施する公共的又は公益的な市民活動に、可能な限り参加するよう努める③ものとします。

【 解説 】

- ① 「自らがまちづくりの主体であり、担い手」とは、私たちが“協働”を実践していくために常に意識しておくべきキーワードです。

第2条においても解説したとおり、現在の地方自治制度において、まちの将来の方向性を決めるのは、ほかでもない市民です。様々なまちづくりの中で、どの事業にどれだけの税金を投入すべきか、又はどこまでを“市民活動”として実施すべきか、ということについてまでも、市民の意思に基づいて方向付けされるべきものです。

- ② 第2項は、第7条（地縁組織による活動の充実）に関連し、自治協力団体などの地縁組織の重要性を規定しています。地縁組織が安全・安心な市民生活の実現に有効に作用するには、その加入率を高めること（全員加入）が必要不可欠です。

自治協力団体に代表される地縁組織には、従来、広報紙などの配布やごみの集積管理など、その“共益面”における役割のみが注目されていましたが、阪神・淡路大震災以降、その役割が大きく見直されることとなったことは、すでに前文においても解説したとおりです。

つまり、町内会や自治会のしっかりとしている地区とそうでない地区との間に、震災時の対応やその後の復興の状態について、大きな相違が見られたというものです。

つまり、地域の人々の連帯である地縁組織には、震災などの非常時には、生命の安全に繋がる、大変に重要な役割が期待されているのです。

③ 第3項は、第8条（志縁組織による活動の充実）に関連し、志縁組織の重要性を規定しています。

まちづくりの“手法”は様々であり、日本中あるいは世界中に先行事例やヒントが存在しています。しかし、たとえ先進的な手法であっても、それが十分に市民に理解され、多くの賛同が得られるまでは、税金を投入して、公共事業として展開することは困難です。そこで志縁組織には、こうした先進的な取組やきめ細かい活動の実施主体として期待が集まることとなります。

志縁組織への“可能な限り参加”という表現については、志縁組織の活動内容や運営方針などについて、市民自身が十分に理解を深めた上で、時間的な制約などに無理のない範囲で、積極的に参加すべきであることを表現しています。



(地縁組織の役割と責務)

第12条 地縁組織は、社会情勢の変化に伴う地域内の市民等の様々なニーズ、多様化する価値観の変化などを適切に把握し、地域のまちづくりを担いながら、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。

2 地縁組織は、積極的に地域内の市民等や他の市民活動団体と情報交換を行いながら活動の輪を広げ、活動内容が市民等に理解されるよう努めるとともに、地域内の誰もが加入できるような組織づくりに努めるものとします。

【 解 説 】

長寿化や核家族化が急速に進み、地域社会の連帯感が薄れ、また、ライフスタイルや価値観が変化・多様化する中、昨今の地域社会では、地元の地縁組織である自治協力団体へ加入することに関心を示さなかったり、地域におけるお祭りやイベントなどに参加しない、運営などに携わったりしないといったような市民・世帯が増えています。

地縁組織は、こうした市民の様々なニーズや多様化する価値観の変化などを適切に把握し、“地域自治”を推進する必要があります。

日ごろ、市の広報紙などの行政情報の伝達や、防犯パトロールをはじめとする地域の見守りなど、地縁組織は「協働によるまちづくり」のパートナーとなっていますが、活動などへの関心と理解・協力を得るため、組織としての活動内容や予算・決算について会員である地域市民に対して明らかにするなど、透明性を確保する必要があります。

また、地域において課題、問題などが発生した際には、努めて協議の場を設けるなど、常に話し合いを交えることも有効です。

こうして、地域の連携や結束力の高さが地域全体に及ぶことで、新たに地域内に住居を構える市民や、未加入であった既存の市民が加入しやすい気運が醸成され、さらに、地域の一員として、協働のまちづくりの担い手であるとの認識を高めることになると考えられます。

(志縁組織の役割と責務)

第13条 志縁組織は、地域における市民活動の社会的意義を評価しつつ、自らの持つ専門的知識や得意活動分野における経験などを生かしながら、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。

2 志縁組織は、積極的に市民等や地域の課題解消に取り組むさまざまな市民活動団体と情報交換を行いながら活動の輪を広げ、活動内容が市民等に理解されるよう努めるとともに、同一の目的意識を持つ誰もが加入できるような組織づくりに努めるものとします。

【 解 説 】

志縁組織には、社会における多種多様なニーズへの柔軟な対応が期待されており、社会的に重要な意義を持っています。

これら団体の社会的意義が認識されてきた背景としては、昨今の住民ニーズは多種多様化し、高度化してきていることや、長寿化の進行によって、社会から離れた個人が、社会的な自己実現の場を求めたり、また、社会の一員として何か社会の役に立ちたいという意識の変化などが挙げられます。

志縁組織は、自らの持つ専門的知識や得意活動分野における経験などを生かしながら、特定の地域に限らず活動を展開しています。(公立小・中学校のPTAなど、活動エリアが限られ、“地域限定型の志縁組織”とも言える団体もあります。)

しかし、地縁組織のような歴史的な背景も無いことから、活動情報が一部の市民の間に限られる傾向にあります。様々な市民活動を実践する志縁組織が、その活動内容などの情報を相互に共有し合い、その専門的知識や活動分野における経験などを生かしながら、他のまちづくりの主体と連携し、活動内容や範囲などを拡大することにより、さらなる協働によるまちづくりの発展、進展に努めていく必要があります。

また、団体の予算・決算、活動方針や活動内容・実績などを、会員はもとより広く他の市民等へも公開し、市民における理解を深め、参加しやすい組織づくりに努めることも必要です。

(事業者及び各種法人の役割と責務)

第14条 事業者①及びNPO法人②などの各種法人は、まちづくりの主体であり、担い手であることを認識し、地域社会との調和③を図りながら、公共的又は公益的な活動④を実施することにより、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。

【 解 説 】

① 「事業者」とは、小売業や卸売業、運送、清掃、農業、医師、税理士など事業を行う個人・団体をいいます。

② 「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づいて都道府県又は内閣府の認証を受けて設立された法人のことをいい、NPOとは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、文字どおり「営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」を意味しています。

なお、NPO法人は、同じ目的意識を持った市民等の集まりであることから、志縁組織としての位置付けも有しています。

③ 「地域社会との調和」については、近年、事業者や企業にはCSR (Corporate Social Responsibility)、いわゆる企業の「社会的責任」があるとされ、利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、利害関係を持つ消費者、投資家、社会全体からの要求に対して適切な意思決定をすることが求められています。

環境や安全・安心に対する消費者意識の高まりなどにより、事業者や企業に対して地域社会との調和が重要視されている中、地域の一員として、市民活動団体などと連携し、社会全体の利益のために協働によるまちづくりを実践していくことが求められています。

④ 「公共的又は公益的な活動」とは、広く社会一般や地域の利益のために実施する活動をいいます。

例えば、市内の事業者や企業が実施している環境保全活動としての資源ごみ回収、自社周辺の清掃活動、あるいは、森林保全や野鳥

保全活動など、社会奉仕活動や地域のボランティア活動、NPO 法人などによる社会貢献活動などが該当します。



(議会の役割と責務)

第15条 議会は、自治体における唯一の議決機関として、議会活動に関する情報を市民等に分かりやすく提供し、開かれた議会運営となるよう努めるとともに、市民等の意思を代表し、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。

【 解 説 】

議会は、地方自治制度における二元代表制により、首長（市長）と同様に市民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）するとともに、その執行を監視・監査・評価する役割を担っています。

二元代表制の特徴としては、首長（執行機関）と議会（議決機関）がともに地域の市民等の意思を代表するところにあり、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、協力して市政運営にあたる責任を有しています。

議会を構成する各議員には、日本国憲法や地方自治法などの法令及び加須市議会議員政治倫理条例の規定を遵守することはもとより、その上で協働によるまちづくりを推進していくことが期待されます。

(市の役割と責務)

第16条 市は、基礎自治体①としての自立化や行財政運営の健全化を図るよう努めるとともに、計画的に事業を実施し、必要とされる行政サービスを提供しながら、協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとします。

2 市は、まちづくりに関する基本的な計画又は重要な政策などを策定する場合は、市民参加の下で、効率的かつ効果的な手続②を講じるものとします。

3 市は、まちづくりに関する市民等からの提言、提案、意見などをその施策に反映させるよう努めるものとします。

4 市は、まちづくり市民会議をはじめとする市民活動団体の組織化及び運営に対して、市民等の自主性や自立性を尊重しながら、情報の提供、相談窓口の設置、財政的支援その他の必要な措置③を講じるものとします。

5 市は、市が行う事業のうち、地縁組織、志縁組織、事業者及びNPO法人などの各種法人の特性を生かすことのできるものについては、適切な方法により協働して実施できるよう必要な措置④を講じるものとします。

6 市は、行政施策に関する情報に関して、市民等が迅速かつ容易に活用できるよう、適正で分かりやすい情報の提供に努めるものとします。

【 解 説 】

① 「基礎自治体」とは、国の行政区画（円滑な国家機能を執行するために領土を細分化した区画）の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度がある市町村のことをいいます。

つまり、加須市という地方自治体は「基礎自治体」であり、市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

② 「効率的かつ効果的な手続」とは、市民参加による、市民等との協働により、まちづくりに関する基本的な計画などを策定していくため、その計画などに関係する、より多くの市民等の意見や提案をい

ただぐための手続きを検討し、実施するもので、第 6 条の「まちづくり市民会議」や第 20 条の「市政への市民参加の方法」に規定しています。

- ③ 「その他の必要な措置」とは、協働の主体となりうる団体などが様々であることから、必要とする支援の形も様々であると考えます。

表記した以外でも、積極的に協働の場の提供を図ったり、相互に連携して「協働によるまちづくり」の促進を図るためのネットワークを整えていくなど、必要な手続きや支援の形があれば、柔軟に対応していくという考え方を表しています。

- ④ 「必要な措置」とは、現状で行政が実施している事業や、市民ニーズにより新たに実施しようとする事業のうち、第 19 条（協働パートナー登録制度）により登録した市民活動団体などの特性を生かしながら協働することであり、より効率的・効果的に実施できる事業について、第 17 条による協働に関する申合せを行った上で、協働して公共サービスの提供を図っていかうとするものです。



第 6 章 協働事業の推進

この章では、市民の皆さんに“協働”を実践する際の市政への市民参加の方法などを理解していただき、今後の市民活動の活性化につながるよう、協働事業の推進方法などを具体的に規定しています。

(協働に関する申合せ)

第 17 条 私たちは、複数のまちづくりの主体が協働して事業を実施する場合は、それぞれの役割分担を明確にするため、必要に応じて協働に関する協定の締結や合意書を取り交わすなど、協働に関する申合せ①を行います。

【 解 説 】

① 「協働に関する申合せ」とは、私たちが“協働”して活動する場合に、“どのような事業を実施するのか”や“役割分担”などについて、関係者間において事前に話し合い、取り決めを行っておくものです。

まちづくりの複数の運営主体が“協働”して活動する場合に、より効率的、効果的な活動を展開していくためには、事前に事業の目的、役割分担や経費分担、連絡調整方法などについて十分調整の上、申合せを行っておく必要があります。

なお、協働に関する申合せの詳細については、別途「加須市協働に関する申合せ実施要領」で定めています。

(市民活動拠点施設の整備)

第18条 私たちは、市民活動の推進及び活性化を図るため、必要に応じて市民活動の拠点施設を設置するものとします。

2 市民活動の拠点施設①においては、各種の市民活動に関する情報及び行政情報その他各種情報の収集及び提供、市民活動に関する相談受付、市民等の市民活動団体への参加支援、市民活動の啓発及び人材育成に関する事業などを実施します。

【 解 説 】

① 「市民活動の拠点施設」とは、第16条（市の役割と責務）第4項の規定に基づき、市民等の市民活動への参加のきっかけをつくり、さらにその輪と連携を広げていくための情報収集・発信、相談窓口として、今後の協働によるまちづくりの拠点となる施設です。

平成23年10月5日の本条例の施行にあわせて、市内まちづくり活動団体の連携組織である「まちづくりネットワーク・かぞ」と市とは、第17条の協働に関する申合せに基づく協定により、市が施設を設置し、市民活動団体と協働で運営を担う、いわゆる「公設民営」方式により、市民プラザかぞ5階に市民活動ステーション（愛称：くらくら館）を開設しています。

市民活動ステーションでは、市民活動情報の提供や、登録団体への会議スペースや印刷機械の無料での利用など、第2項に定める事業を実施し、皆さんの市民活動をバックアップしています。

なお、市民活動拠点施設の詳細については、別途「加須市市民活動ステーション設置規則」で定めています。

(協働パートナー登録制度)

第19条 市は、地域の課題解消やまちづくりを実践しようとする地縁組織、志縁組織、事業者及びNPO法人などの各種法人と協働して公共サービスの提供を図るため、協働パートナー登録制度①を設けるものとします。

【 解 説 】

- ① 「協働パートナー登録制度」における登録情報は、どのような団体が、どのような分野を得意として、どのような活動を実施しているかなど、市民の皆さんに積極的に市民活動に参加していただけるよう、又は様々な団体間での相互の情報交換のツールとして構築しようとするものです。

なお、協働パートナー登録制度の詳細については、別途「加須市協働パートナー登録制度規則」で定める予定です。

(市政への市民参加の方法)

第20条 市は、市の基本的な計画又は重要な政策などを策定する場合は、次に掲げる事項により、効果的な市民参加の実現①に努めるものとします。

- (1) 説明会② 特定の計画又は政策に関し、関係する市民等に対し、趣旨、内容その他必要な情報を直接説明し、理解促進を図るとともに、これに対する意見を求める方法
- (2) アンケート調査③ 特定の計画又は政策に関し、市民等に対し、書面によって趣旨、内容その他必要な情報を説明し、これに対する意見を求める方法
- (3) パブリックコメント④ 特定の計画又は政策に関し、市民等に対し、趣旨、内容その他必要な情報を事前に公表し、これに対する意見を求める方法
- (4) ワークショップ⑤ 特定の計画又は政策に関し、市民等によるまちづくりに関する討議の場を整え、それぞれの経験や知識、立場等に基づいた意見や提案を出し合い、これを整理することによって、市民提言を取りまとめる方法
- (5) 公聴会⑥ 特定の計画又は政策に関し、関係する市民等に対し、意見聴取の理由、期日及び場所を公表し、これに対する意見を求める方法
- (6) 審議会⑦ 特定の計画又は政策に関する市の諮問機関を設置し、専門的知識を持つ委員により、答申を取りまとめる方法
- (7) その他市長が必要と認める方法⑧

【 解 説 】

- ① 「効果的な市民参加の実現」とは、市が基本的な計画などを策定しようとする際など、より多くの場面で、より多くの市民等の意見を確認したり、又は策定に加わっていただきながら、協働して市政を進めていくため、市の役割として第16条第2項で規定している「市民参加」の具体的な方法を明示しています。

ここで掲げる少なくとも1つ以上の方法により、市民の皆さんからご意見をいただきながら、協働により主要な計画や政策の策定な

どを行っていくもので、各方法の会場設定や参加方法などについては、広報紙などにより随時お知らせしていきます。

なお、市政への市民参加の方法として、「住民投票」を思い浮かべる方もいるかもしれませんが。現行の憲法、地方自治法において、議会の解散請求と首長及び議員の解職請求については、住民投票制度が定められています。

また、それ以外の問題を争点とする住民投票を実施しようとする場合には、その制定権能は、地方自治体の議会に委ねられています。個別、あるいは、汎用（一般）として活用できる住民投票条例を制定する必要がありますが、一方、本条例は、市民、議会、行政も、本市に関わりを持つ全ての関係者が、共通の目標に向かって、相互にパートナーとして協調・協力しなければならないという考え方を明文化したものであり、重要事項の意思決定は、あくまでも慎重かつ徹底的な議論の結果として形作ることを定めています。

従って、本市の協働によるまちづくりの基本路線を規定する本条例に、住民投票にかかる規定を盛り込むことは適当でないとの考えから、市民参加の方法として住民投票は規定していません。

② 「説明会」は、特定の計画又は政策に関して、関係する市民等に対し、趣旨、内容その他必要な情報を直接説明し、理解促進を図ったり、意見を求める方法をいいます。

③ 「アンケート調査」は、あらかじめ用意された質問について多数の人に回答してもらい、それを集計して資料化する手法のことです。複数の人に同じ質問をすることによって、比較・分析することができます。

本市においても、家族・地域の絆推進運動アンケート調査や環境に関するアンケート調査など、既に各種の事務・事業などに関連して実施しています。

なお、近年ではインターネットを活用したアンケート調査も普及してきています。

④ 「パブリックコメント」は、意見公募型手続きとも呼ばれ、行政機関が重要な政策を決定しようとする際に、市民にその案を事前に公表して広く意見などを伺い、意思決定をしていくというもので、かつて行政主導で政策形成が行われていたものと違い、まさに市民と

の「協働」で政策などを形成していこうとするものです。

- ⑤ 「ワークショップ」は、もともとは「仕事場」や「工房」、「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味しています。参加者が自発的に作業や発言を行える環境を整え、様々な意見の中から協力して答えを導き出していく方法で、まちづくりにおける合意形成の手法として、本市においても取り入れることが多くなっています。
- ⑥ 「公聴会」は、自治体の意思決定や行政運営に関係者の意見を直接聴き、役立てる手続きです。建築基準法などの法令に基づくものや、本市の環境基本計画の見直し時などに際して、実施されています。
- ⑦ 「審議会」は、専門家や知識経験者、関係団体の代表者、市議会議員、関係行政機関の職員、公募による市民など 10～20 名程度で組織され、事業の円滑な運営や推進、政策の策定に関して必要な調査や審議を行う機関です。本市では、都市計画審議会や環境審議会、水道事業運営審議会などが条例などに基づいて設置され、随時開催されています。
- ⑧ 「その他市長が必要と認める方法」とは、既に実施されている「市長と語るタウンミーティング」などの他、上記の 6 つの方法以外で、その施策などの策定に際して、より効率的に市民参加を図ることが可能な方法がある場合に適用していくものです。

第7章 協働の評価

この章では、本条例に基づく「協働によるまちづくり」の推進状況の評価を実施し、これにより必要な対応を検討していくことを規定しています。

(協働の評価の実施)

第21条 私たちは、この条例の理念に則した協働によるまちづくりが効果的かつ効率的に進められているかについての評価を実施①します。

【 解 説 】

① 「評価を実施」とは、本条例の趣旨に則り、“協働によるまちづくり”が図られているかどうかの評価を実施し、その結果を更なる「協働のまちづくり」の発展に繋げていこうとするものです。

本市においては、各事業の必要性や有用性などについて評価する本市独自の「やぐるまマネジメントシステム」によって行政評価を実施しています。

こいのぼりの“やぐるま”のように、P D C A (PLAN「目標」、DO「実施」、CHECK「確認」、ACTION「改善・反映」)のサイクルを絶え間なく繰り返すこととしていますが、この中でも市民等との協働が図られているかどうかの評価を実施しているところです。

市民や各団体と本条例を共有し、まちづくり市民会議などの機会を活用しながら、市民から見た協働の状況、団体間における協働の状況などについても、まさに協働による評価を実施する必要があります。

第 8 章 雑則

第 8 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま
す。

【 解 説 】

本条例が効率的、効果的に施行できるよう、必要な事項について別途規則などを定めています。

※ (まちづくり市民会議 (第 6 条)、協働による申合せ (第 17 条)、市民活動拠点施設の整備 (第 18 条)、協働パートナー登録制度 (第 19 条))

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(見直し)

2 この条例は、市民参加と協働の取組状況、効果及び発展性に
応じて、見直し①を行うものとします。

【 解 説 】

- ① 「見直し」とは、本条例の制定後、社会情勢の変化やまちづくりの進展の状況、又は第 21 条の「協働の評価」に伴って、本条例の見直しが必要となる状況も想定されることから、条例の見直しの規定を設けているものです。本条例は、本市に関わる全ての者、つまり「私たち」が、このルールを遵守し、さらに育て、進化させていくことを想定しています。

